障害者の

人権

バリアフリー について考えてみましょう

バリアフリーは、

段差や障害

(人権啓発広報編集委員会)

の個人情報を聞きだし、

あなたの住所や電話番号など

慌てて電話などをすると

幸せを求めて 12

つといえます。

て、安心して暮らせるまちの

これは、

障害者や高齢者にと

2003~2012 国連識字の10年 めつでの人々に教育を

う。

建物や道路に段差や障

とは、 安心して暮らせるまち どんなまちでしょ 物などを取

生活できるまち。 機関を利用でき、 害物などの障壁(バリア) 不便を感じることなく交通 誰もが普通に がな

ことをバリアフリーといい そういったバリアを取り除 暮らしやすい環境をつくる ま

いていくことも重要です。

バリアフリー を進めていくこ

とは、

障害者や高齢者のためだ

アフリー化を進めています。 駅へのエレベーター の設置や市 基本構想」を策定し、 年に「三原市交通バリアフリー 営バスのノンステップバスの導 **人など、公共施設や空間のバリ** 市では、平成15 (2003) JR三原 現しましょう。

劇などにお 講演会や演 ではなく、 り除くだけ



最近、

市内で多種多様な

架空請求が横行しています

送達」という特別な郵便で送

小額訴訟の呼出状」は、「特別

裁判所からの、支払督促」や

付され、郵便職員による手渡

こ注意ください

ります。 るなど、 幕や手話通訳で表示したり、 解し、こころのバリアを取り除 声ガイドによって説明したりす 講座などをとおして障害者を理 いても、 また福祉講演会や学習 取り組みがされつつあ

けではなく、すべての市民が安 心して暮らせるまちづくりにつ すべての人々がお互いの人権 豊かな社会を実

ながります。

みのがすな

権標語 (小学4年生の作品)

語のような言いまわしを使っ

ています。よく見ると、法律用

を尊重しあう、

いつも近くにある差別

アドバイス》

内容や文面も多種多様になっ ておくとよいでしょう。 安であれば、警察にも相談し 必要はないので、無視し、不 身に覚えがなければ支払う 最近は、架空請求の文書の

訴訟なのかよく分かりません。

ているものの、具体的に何の

۲

消費生活相談室 ŧ 084866410 土・日曜日、祝日を

ところ 10時~16時 除く 月~金曜日 市役所本庁(5階)

大和保健福祉センター

女性の人権ホットライン子どもの人権110番

2082 - 228 - 4822 **2**082 - 228 - 4710

ました。自分には覚えがあり

ませんが、どうすればよいの

認定法人民事訴訟管理機構.

分訴訟最終通告書、

法務局

突然、「総合消費料金未納

ガキなどのように、郵便受け

に投げ込まれることはありま

しが原則になっています。

相談内容

などと書かれたハガキが届き

が年々増えています。突然のハ

市では、架空請求による相談

ガキや、脅すような文言や内容

談窓口に相談しましょう。 せず、まずは家族や消費生活相 で不安になっても、一人で判断

月~金曜日 8時30分~17時



バガキが届いた 訴訟などと書かれた

悪質商法に巻き込まれること ます。また、その情報を使っ にもなりかねません。 て、しつような督促や新たな にお金を振り込ませようとし